

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

告示

山形県告示第870号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和7年12月2日招集した山形県議会定例会は、同月19日閉会した。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県告示第871号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに山形市農林部森林整備課において縦覧に供するとともに、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）により公表する。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村 美栄子

1 名称 山形市水資源保全地域

2 区域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める山形市の森林の区域

山形県告示第872号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村 美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あきば歯科医院	天童市南町二丁目14番35号	令和7.4.1
通町薬局	米沢市通町四丁目7番30号	同 11.1

山形県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年12月23日

山形県知事 吉村 美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
サフラン薬局	米沢市塩井町塩野1767番地の4	令和7.8.31
さくら薬局楯岡店	村山市楯岡晦日町4番11号	同 9.30